百十九　措置法第六十八条の六十三第一項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額
イ　措置法第六十八条の六十三第一項の表の第一号の下欄に掲げる事業　同項に規定する連結法人が当該事業に係る所得の金額を有する場合における同項の規定により損金の額に算入される金額
ロ　措置法第六十八条の六十三第一項の表の第二号の下欄に掲げる事業　同項に規定する連結法人が当該事業に係る所得の金額を有する場合における同項の規定により損金の額に算入される金額
ハ　措置法第六十八条の六十三第一項の表の第三号の下欄に掲げる事業　同項に規定する連結法人が当該事業に係る所得の金額を有する場合における同項の規定により損金の額に算入される金額
百二十　措置法第六十八条の六十四第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額
百二十一　措置法第六十八条の六十五第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額
百二十二　措置法第六十八条の七十第一項又は第七項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額
百二十三　措置法第六十八条の七十一第一項、第三項、第八項又は第九項の規定　同条第一項若しくは第三項の規定により損金の額に算入される金額、同条第八項において準用する措置法第六十八条の七十第一項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第六十八条の七十一第九項において準用する措置法第六十八条の七十第七項の規定により損金の額に算入される金額
百二十四　措置法第六十八条の七十二第一項又は第五項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額
百二十五　措置法第六十八条の七十三第一項、第二項又は第七項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額
百二十六　措置法第六十八条の七十四第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額
百二十七　措置法第六十八条の七十五第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額
百二十八　措置法第六十八条の七十六第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額
百二十九　措置法第六十八条の七十六の二第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額
百三十　措置法第六十八条の七十八第一項又は第九項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額
百三十一　措置法第六十八条の七十九第一項、第三項、第八項又は第九項の規定　同条第一項若しくは第三項の規定により損金の額に算入される金額、同条第八項において準用する措置法第六十八条の七十八第一項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第六十八条の七十九第九項において準用する措置法第六十八条の七十八第九項の規定により損金の額に算入される金額
百三十二　措置法第六十八条の八十の規定　同条に規定する交換をした場合における措置法第六十八条の七十八又は第六十八条の七十九の規定により損金の額に算入される金額
百三十三　措置法第六十八条の八十一第一項又は第四項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額
百三十四　措置法第六十八条の八十二第一項又は第四項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額
百三十五　措置法第六十八条の八十三第一項、第四項、第九項又は第十項の規定　同条第一項若しくは第四項の規定により損金の額に算入される金額、同条第九項において準用する措置法第六十八条の八十二第一項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第六十八条の八十三第十項において準用する措置法第六十八条の八十二第四項の規定により損金の額に算入される金額
百三十六　措置法第六十八条の八十四第一項又は第四項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額
百三十七　措置法第六十八条の八十五第一項、第四項、第九項又は第十項の規定　同条第一項若しくは第四項の規定により損金の額に算入される金額、同条第九項において準用する措置法第六十八条の八十四第一項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第六十八条の八十五第十項において準用する措置法第六十八条の八十四第四項の規定により損金の額に算入される金額
百三十八　措置法第六十八条の八十五の三第一項又は第四項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額
百三十九　措置法第六十八条の八十五の四第一項又は第七項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額
百四十　措置法第六十八条の九十四第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額
百四十一　措置法第六十八条の九十五第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額
百四十二　措置法第六十八条の九十六第一項の規定　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の三に規定する連結完全支配関係をいう。）にある連結子法人（法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結子法人をいう。以下同じ。）が支出した同項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額
百四十三　措置法第六十八条の九十九第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額
百四十四　措置法第六十八条の百第一項の規定　その連結事業年度の連結所得の金額
百四十五　措置法第六十八条の百一第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額
百四十六　措置法第六十八条の百二第一項から第四項まで、第六項、第十項又は第十一項の規定　同条第一項の規定により損金の額に算入される金額、同条第二項（同条第十項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入される金額又は同条第四項若しくは第六項の規定により損金の額に算入される金額
百四十七　措置法第六十八条の百二の二第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額
百四十八　措置法第六十八条の百三の規定　同条の規定の適用を受ける同条に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額
百四十九　措置法第六十八条の百四第一項の規定　同項の規定の適用を受ける同項に規定する特別利子の額

（適用額明細書の記載事項等）

第三条　法第二条第一項第八号に規定する財務省令で定める事項は、同号の法人税申告書に係る次に掲げる事項とする。

一　その法人（当該法人税申告書が法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書である場合には、連結親法人。以下同じ。）の名称及び納税地（その納税地と本店又は主たる事務所の所在地が異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地）

二　その法人の事業年度又は連結事業年度の開始の日及び終了の日

三　その法人の行う事業の属する業種

四　その法人の事業年度終了の時又は連結事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額

五　その法人の事業年度又は連結事業年度の所得の金額若しくは法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額又は連結所得の金額若しくは同条第十九号の二に規定する連結欠損金額

六　その法人の事業年度又は連結事業年度において適用を受ける法人税関係特別措置に関する次に掲げる事項

イ　措置法の条項

ロ　当該法人税関係特別措置の適用額

2　適用額明細書の様式は、様式第一及び様式第二のとおりとする。

3　国税庁長官は、前項の様式第一及び様式第二の様式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。

（適用実態調査の実施に関する細目）

第四条　適用実態調査（法第四条第一項の規定に基づき行うものに限る。）は、法人税関係特別措置ごとに、法第五条第一項第一号に規定する適用者数又は適用総額について、四月一日から翌年三月三十一日までの間に終了する事業年度又は連結事業年度の法人税申告書に係る適用額明細書に記載された事項を集計することにより行うものとする。